

【資料3】

鳥取県地域医療介護総合確保基金（医療）の要望事業に係る対応方針

1 事業名

脳血管疾患の専門的な救急医療体制に係る医療連携事業（実施主体：県立中央病院）

2 事業内容

東部圏域における脳血管カテーテル治療の実施体制（域外搬送を含む）を行い適切な医療の提供を行うために必要な経費を補助する。

3 対応経過

平成30年12月25日 基金事業メニューとして追加決定通知受領

平成31年 2月15日 県立中央病院へ要望に係る今後の対応方針の確認

平成31年 3月12日 鳥取県医療審議会で審議

4 対応方針

①既存の会議等を活用して東部圏域における専門的な治療の機能分担と連携方針について継続的に検討（次回検討会は基金に係る国ヒアリング後）

- ・圏域内の医療機関で対応した治療等の実績確認と対応困難な場合の連携状況及び域外搬送体制に向けた検討
- ・東部消防及び協力病院である鳥取大学医学部附属病院と具体的な搬送体制を検討

②脳血管疾患の脳カテーテル治療の適応の判断等を目的に、専用のタブレット端末等で画像データを含む患者情報の共有を県立中央病院単独予算で整備し、個人情報取扱に係る整備後、試行的に運用開始予定（平成31年4月）

③脳卒中センターを整備している県立中央病院で専門的で高度な脳血管疾患の診断・治療の機能集約を行うことを目的に脳専用バイプレーンアンギオ装置を更新（事業採択後補正対応）

④域外搬送事例の検証（運用開始後の域外搬送症例の発生後）

※将来的には圏域内での医療完結を目指す

- ・脳血栓の血栓回収は現在の機器でも対応可能だが、人的に24時間365日対応が困難
- ・未破裂動脈瘤ステント治療は現在の機器では対応不可であるが、機器更新により鳥大脳外科派遣医師の手術日に県立中央病院でも実施可能となる見込み

（参考）基金の要望事業に関する背景・地域ニーズ

- ・脳外科医3人（脳血管カテーテル治療の専門医ではない）の医師が従事
- ・365日24時間の救急医療提供体制は困難であり、カテーテル治療を目的に域外搬送を行うことが増加する見込み（ガイドラインの変更等により適応範囲が拡大したことなどから）
- ・域外搬送を実施する場合は点滴による血栓溶解治療を実施しながらドクターヘリによる搬送又は陸路の場合は搬送元の医師同乗により搬送
- ・救急輪番の4病院が個別にカテーテル治療の適応の判断や搬送調整を行うより、圏域内で医療機能を集約した上で搬送を行うことが効率的
- ・現在脳卒中センターを有しているのは県立中央病院のみ
- ・鳥取県内の脳血管疾患カテーテル治療の専門医は5人（平成30年11月現在で西部4人、中部1人だが西部へ異動となる見込み）のみで東部圏域への医師派遣は困難